

令和8年度 品川区庁舎広告（壁面ポスター）募集要項

1. 募集内容

品川区庁舎内に次のとおり広告掲載枠（フレーム等）を設置し、ポスターを掲示します。

番号	掲載場所	枠数	掲載枠規格	広告掲載料（月額）
1～4	本庁舎エレベーター内壁面	4 枠	B2 判縦 (縦 728mm × 横 515mm)	1 枠 8,000 円
5～7	第二庁舎エレベーター内壁面	3 枠	B2 判縦 (縦 728mm × 横 515mm)	1 枠 8,000 円
8～13	本庁舎 3 階男子トイレ内壁面	6 枠	A4 判縦 (縦 297mm × 横 210 mm)	1 枠 2,000 円
14～15	本庁舎 3 階女子トイレ内壁面	2 枠	A4 判縦 (縦 297mm × 横 210 mm)	1 枠 2,000 円
16～19	議会棟 3 階男子トイレ内壁面	4 枠	A4 判縦 (縦 297mm × 横 210 mm)	1 枠 2,000 円
20～21	議会棟 3 階女子トイレ内壁面	2 枠	A4 判縦 (縦 297mm × 横 210 mm)	1 枠 2,000 円
	計	21 枠		

2. 募集対象・期間

①第1次募集（区内事業者優先申込期間）

申込対象：品川区内に事務所を有する事業者

募集期間：令和8年4月～令和9年3月掲載分まで

◎本庁舎、第二庁舎エレベーター内壁面の申込は各1枠まで

◎連続して6か月まで申込可能

◎トイレ内壁面の申込については枠・月数ともに制限なし

受付期間：令和8年1月15日（木）9時～令和8年1月30日（金）17時まで

②第2次募集（全事業者申込期間）

申込対象：全事業者（区内・外問わず）

募集期間：令和8年4月～令和9年3月掲載分まで

◎申込枠・月数の制限なし

受付期間：令和8年2月10日（火）9時～令和9年2月10日（水）17時まで（随時）

（注意）

・申込締切は掲載を希望する月の前月10日までです。（下記表参照）

・窓口での申込は開庁日のみ受付いたします。

申込希望月	受付締切
令和8年4月分	令和8年3月10日（火）
令和8年5月分	令和8年4月10日（金）
令和8年6月分	令和8年5月10日（日）
令和8年7月分	令和8年6月10日（水）
令和8年8月分	令和8年7月10日（金）
令和8年9月分	令和8年8月10日（月）
令和8年10月分	令和8年9月10日（木）
令和8年11月分	令和8年10月10日（土）
令和8年12月分	令和8年11月10日（火）
令和9年1月分	令和8年12月10日（木）
令和9年2月分	令和9年1月10日（日）
令和9年3月分	令和9年2月10日（水）

3. 掲載期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）

（注意）1月単位で申し込むことができます。

なお、広告掲載の開始日及び終了日は、原則として開庁日（月～金曜日）とします。

4. 申込方法

郵送・Eメール又は持参にて、次の書類を品川区企画経営部経理課庁舎管理係まで提出してください。

【提出書類】

- ・広告掲載申込書
- ・掲載する広告の原稿

5. 掲載の範囲

庁舎内部の壁面等に掲載できる広告は、区民生活に密着した公共性を有するもので、次のいずれにも該当しないものとします。

- (1) 庁舎広告の公共性およびその品位を損なうおそれのあるもの。
- (2) 「風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律」(昭和23年法律第122号)
第2条に掲げる営業に該当するもの。
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人の宣伝に係るもの。
- (4) 公序良俗に反するもの。
- (5) その他、品川区庁舎内に掲載する広告として妥当でないと認められるもの。

6. 掲載の決定

- (1) 提出書類について、区において上記5の関係規程に適合するか否か審査します。
- (2) 同一の広告掲載箇所に対し、複数の申込みがあった場合は、先着順とさせていただきますので、ご了承ください。

7. 掲載決定後の手続き

(1) 広告掲載・不掲載決定の通知

区から申込者に対し、広告掲載の可否や掲載可となった場合の掲載箇所、今後の事務手続き等について通知します。

(2) 広告原稿（ポスター）の提出

指定期日（（1）通知に記載されている）までに、広告原稿（掲載用ポスター1部）を経理課へ提出してください。

提出されたポスターは原則返却いたしません。返却希望の場合は、提出時にその旨お知らせください。

(3) 広告掲載料の納付

区から納入通知書を送付しますので、指定期日までに一括納付してください。

指定期日を一定期間過ぎても納付が確認できない場合は、掲載を取りやめる場合がありますのでご注意ください。

8. 問い合わせ・申込書提出先

〒140-8715 品川区広町 2-1-36
品川区企画経営部経理課庁舎管理係
TEL 03-5742-6647
FAX 03-5742-6873
Email keiri@city.shinagawa.tokyo.jp

第2号様式（第7条関係）

様

年 月 日

品川区長

庁舎広告掲載決定通知書

年 月 日付で申込みのあった品川区庁舎広告の掲載について、下記のとおり掲載を決定しましたので、通知します。

記

1. 広告掲載場所及び番号

2. 広告掲載期間 年 月 日から 年 月 日

3. 広告掲載料 ￥ —

4. 納付期限 年 月 日までに同封の納入通知書により、指定の場所でお支払いください。

問合せ先

品川区企画経営部経理課庁舎管理係

TEL 03-5742-6647

第3号様式（第7条関係）

様

年 月 日

品川区長

庁舎広告非掲載決定通知書

年 月 日付で申込みのあった品川区庁舎広告の掲載について、下記のとおり非掲載を決定しましたので、通知します。

記

1. 申込広告内容

2. 非掲載理由

問合せ先

品川区企画経営部経理課庁舎管理係

TEL 03-5742-6647